

令和5年度第2回台東区地域包括支援センター運営協議会 議事概要

日時：令和6年2月29日（木） 19時

場所：台東区役所10階1001会議室

出席者：17名

新田委員 須田委員 加藤委員 木山委員 松田委員 川又委員 井澤委員
石井委員 小嶋委員 渡邊委員 河井委員 鈴木委員 佐々木委員 武田委員
和泉澤委員 佐々木委員 高木委員

1. 開会

(1) 高齢福祉課長 挨拶

(2) 福祉部長 挨拶

2. 地域包括支援センター運営協議会

(1) 介護保険法改正に伴う区の対応方針について

高齢福祉課長

資料1『介護保険法改正に伴う区の対応方針について』に沿って、包括に係る内容について報告。

①介護予防支援に関する事項

地域包括支援センター(以下、包括)に加えて、居宅介護支援事業所も指定を受け実施できることになる。本件については、国からの方針が出ておらず、詳細なルールを決めることができない状態のため、令和6年度当初からの対応は厳しい状況である。区における保険給付を含む介護予防支援全体の方向性について、検討が必要と考えている。

②包括の総合相談支援事業に関する事項

区が包括に委託をしている総合相談支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所にも委託することができることになる。本件も同じく国からの方針が出ておらず、また総合相談支援業務は包括の基盤的な部分であり、個人情報の取り扱いなどにも課題があることから、慎重な検討を要する。

2点とも国からの方針が出次第、検討を進めていく。また国の省令が改正されたことに伴い、条例改正の準備を進めている。

(2) 地域包括支援センターの委託法人・選定方法の変更について

高齢福祉課長

資料2『地域包括支援センターの委託法人・選定方法の変更について』に沿って報告。

①特別養護老人ホーム等の指定管理者の決定について(あさくさ・たいとう)

特別養護老人ホーム浅草と台東の2施設について、選定委員会における審査を経て候補者を決定し、令和5年第3回定例会で議会の承認をいただいた。

②包括の受託法人の変更について(あさくさ・たいとう)

親施設である特別養護老人ホームと効率的・効果的な管理運営や委託事業の円滑な実施ができるとして、包括の業務を指定管理事業者に委託をする予定。令和6年4月1日より、あさくさ包括を社会福祉法人フレスコ会、たいとう包括を社会福祉法人健修会に委託することとして、現在引

き継ぎ等の準備を行っている。

③包括の受託法人の選定方法の変更について(くらまえ)

(仮称)特別養護老人ホーム竜泉等の整備に伴い、特別養護老人ホーム蔵前等は令和6年度末をもって廃止となるが、くらまえ包括は単独施設として存続予定。これまで包括は、特別養護老人ホームの指定管理者に随意契約による運営としていたが、単独施設となることから、令和7年度以降の委託先事業者の決定については、令和6年度中に公募による選定を実施し、その結果を令和6年度第2回本協議会において審議予定。

委員 <意見>

包括の受託法人を途中で変更することは稀で、引き継ぎ等が非常に煩雑になる可能性がある。書類上のやりとりだけではなく、地元の方や事業所の方と顔つなぎをした方がいい。その辺りを区もサポートしてスムーズに引き継ぎがされるようにしていただきたい。

(3) 指定介護予防支援事業所の指定について

高齢福祉課長

資料3『指定介護予防支援事業所の指定について』に沿って報告。あさくさ、たいとうの2施設は包括の受託事業者が変更となるため新規指定、やなか、みのわ、くらまえ、まつがやの4施設は6年度毎の更新が必要となり、いずれも指定に必要な書類の提出を確認。

(4) 第9期 台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画について

高齢福祉課長

資料4『第9期 台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画について』に沿って報告。第9期計画の特徴は、令和6年1月『共生社会の実現を推進するための認知症基本法案』が施行されたことを踏まえ、新たに認知症施策を施策体系に加え、8つの施策の方向性とし、19施策、事業数は101事業で展開する。保健福祉委員会で最終案について承認をいただいた。

(5) 令和6年度 包括運営方針(案)について

高齢福祉課長

資料5『令和6年度 包括運営方針(案)』に沿って主な変更点を報告。

委員 <意見>

個人情報の保護は重要ではあるが、連携時の共有とのバランスを検討していただきたい。

(6) 令和6年度 地域包括支援センターの事業計画書について

高齢福祉課長

資料6『令和6年度 地域包括支援センター事業計画書』に沿って、各包括より重点課題と目標を説明。

あさくさ地域包括支援センター

①認知症高齢者の早期発見・早期対応

令和5年度に開催した地域ケア個別会議のケースが独居で認知症が進行している方であった。このような方たちへの早期対応の必要性を感じた。

②民生委員との関係構築

令和5年度も民生委員との関係構築や包括の普及啓発に取り組んだ。令和6年度も新運営法人に引き続き取り組んでいただきたい。

やなか地域包括支援センター

①地域ネットワークの強化

在宅生活を維持するために、介護や医療サービスだけではなく見守りを必要とする人が増加。民生委員や関係機関、地域住民と連携して包括の役割を周知。また、見守りサポーター養成講座や圏域型関係協力機関を増やして、地域のネットワークを強化。独居高齢者にはハローライトの等の見守りを行う。

②虐待リスクの高いケースへ早期介入

精神疾患や認知症、経済的な理由、訪問拒否等により、サービスに繋がらないケースなどに早期介入できるように、進捗状況を職員で共有し、区などと話し合うことにより虐待の未然防止を図る。

③認知症の普及・啓発

地域住民や関係機関等に、認知症高齢者への理解を深める機会が不足している。地域住民や関係機関に対して認知症サポーター養成講座や出前講座を行い、認知症の普及啓発を行う。

みのわ地域包括支援センター

①支援や介入を拒否する高齢者に対するアプローチ

人間関係が希薄な方、社会との交流が全くない方が、病状が悪化してから介入し、救急搬送となったケースがあった。このような状況をなくすために、出前講座、広報紙、ホームページ、ラジオ体操の場等での周知活動を継続し、地域住民に包括の活動を知ってもらえるよう努める。

②一体的なサービス提供の支援

認知症で精神症状を有する高齢者の住民トラブルが増加。本人に病識がないため介入が難しい。一方でトラブルに巻き込まれている方から状況改善の相談があり、包括での対応に苦慮したケースがあった。このようなケースに対して認知症初期集中支援事業等に早期に連携し、在宅医療の医師とも緊密に連携して対応する。

③介護予防の場の啓発

体操教室を月に1回、スマートフォンのアプリを用いた歩行測定会を週1回実施。参加者に対して区の健康づくり教室や地元の方がやっているサークル活動等の周知や利用勧奨を継続。

くらまえ地域包括支援センター

①新規相談への対応

相談が1度のみの方に対して、担当者から相談者に連絡をして経過を確認する。区から提供された介護認定結果の情報を活用し、介護認定は出たが相談歴のない方に対してアプローチを図る。

②認知症サポーターの活躍の場の拡大

認知症サポーター養成講座の受講者の中で、何か活動してみたいという方に対して、活躍の場を提供する。毎月実施している認知症カフェ(くらまえカフェ)で活動してみたいという声も上がっており、実際どういった活動ができるか検討する。

③地域住民主体の活動の場の支援

令和5年度は地域住民や社会福祉協議会を通じて、地域住民と協力して、地域の特性に合った活動の場の立ち上げ支援ができなかったため、継続して支援を行う。

まつがや地域包括支援センター

①認知症への理解を深める

認知症に関する情報やサービスの周知の不足があるため、出前講座、制度やサービスの周知活動を行う。

②見守り体制の強化

単身世帯が多く、緩やかな見守りの必要性が高い。高齢者のみならず多世代が集まる場所に出向いた情報収集や見守りの働きかけ、また、地域の店舗などにも見守りの理解を求める。

③顔の見える関係の再構築

新型コロナウイルスの自粛生活を挟み高齢者の地域活動の状況が見えにくくなった。老人クラブ、老人会などで活躍する高齢者から活動情報を収集し、その活動の場に出向く。包括の周知活動を行い、再び気軽に相談できる環境、介護予防に繋がりやすい環境を整える。

たいとう地域包括支援センター

①ネットワークの構築

包括の周知が十分にされていない。たいとう地区は一般企業が多く、令和6年度はネットワークを構築して、今までとは違う方法での周知を行う。

②多職種連携の強化

この1年で相談傾向が明らかに変わってきており、包括単体ではなく、保健所をはじめネットワークを組んで対応する事案が多くあった。また、令和5年度から在宅療養支援窓口と連携した取り組みを開始。令和6年度も力を入れて行う。

③顔の見える関係づくりの構築

8050 問題を含め、非常に複雑な課題を抱えた世帯への支援が多く、居宅介護支援事業所のケアマネジャーのみでの対応には限界がある。包括も協力するだけでなく、地域ネットワークをさらに強固にし、ケアマネジャーが安心・安全に働くことができる地域づくりに注力する。

ほうらい地域包括支援センター

①通いの場や交流の場の増加

令和5年度は通いの場を先導する地域住民が見つかり、徐々に通いの場が立ち上がった。しかし、高齢福祉課や社会福祉協議会、包括、ケアマネジャーのサポートなしで継続することが難しい状況。令和6年度は住民が主体となって通いの場が継続できるように引き続きサポートする。

②地域ケア会議の開催を促進

他機関に地域ケア個別会議の目的や有効性、地域住民へのメリットを広報する。支援者や地域住民から会議を行いたいという相談の増加を目指し、地域の健康強化を促進する。

委員 <意見>

あさくさ包括とたいとう包括は法人の変更によって、今までに構築された関係が変わってしまうというのは残念。同時に、特養等の介護施設では人手不足で大変だと思うので、適切な人員配置、確保ができるように、区で支援してほしい。

ほうらい包括の認知症の家族介護教室・交流会(14 ページ)について、家族が対応することがいろいろな薬よりも大事なことだと思う。家族が本人にどう対応したらいいか、家族に対する支援に関する普及啓発やっていただきたい。

高齢福祉課長

認知症の家族支援はとても大事である。ほうらい包括のような良い取り組みは、結果を共有しながら参考にしていきたい。

委員 <意見>

今年度はいろいろな取り組みをされたことがよく分かった。ネットワークが大事で地域づくりはみんなで行っていくものだと思う。介護サービス事業者連絡会とは切っても切り離せない関係性であるかと思うので、何か事業の取り組みに関して協力できることがあれば、精一杯可能な限りサポートさせていただく。

委員 <質問>

介護予防支援業務の民間委託が可能になると、段階的に件数が増えていき、かなり委託していくことになると思うが、虐待対応などがコアな業務となり、フレイル予防や介護予防普及啓発はコアの部分に付随することになるのか。

高齢福祉課長 <回答>

今回の介護保険法の改正で包括に係る部分については、1つ考えとしては包括の業務負担を軽減するというのが目的による改正である。介護予防の事業がとても大事ではあるが、権利擁護やケース支援もやはり時間と人手がかかる業務であり、より時間を割いて、良い支援ができるようにすることも1つあるのではないかと考える。

委員 <質問>

フレイル予防について前回の報告で飯島先生と会合がされたとのことで、そのコンテンツを少し良的なものにすることが普及啓発に大事だと思う。今度も飯島先生のご指導を仰ぎながら、展開していくのか。

高齢福祉課 介護予防担当課長 <回答>

包括に介護予防推進員がおり、区で実施しているフレイルサポーターを活用し、フレイルチェックなどについても情報共有と一緒に検討しながら、実施している。地域の中でフレイルサポーターや介護予防支援員と十分に業務協力しながら実施していくことが大切であると考えており、継続して実施していきたい。

(7) 包括の事業計画に通じた機能強化について

高齢福祉課長

区に策定した全国統一の指標により、区及び各包括において事業の評価を行う。国からの集計結果の送付がなく、今回資料としてお出しすることができないため、次回の本協議会にて報告予定。